

水産資源の確保に関する決議

世界の人口増をうけ、水産資源の食料としての重要性は年々増してきており、国連食糧農業機関の白書によれば、1950年に2千万トンであった世界の漁業生産量は2016年には1億7千万トンに増加している。

一方、日本海に目を向けると、外国籍の漁船による日本の排他的経済水域における違法操業、乱獲や地球温暖化に伴う海洋環境の変化により、大和堆周辺におけるスルメイカ漁は、全体の資源量、漁獲量の減少や魚体の小型化が指摘され、また、ズワイガニ、カレイ等の漁獲量も軒並み過去最低の水準で推移している。

このような状況を放置することは、地元漁業者の経営難にとどまらず、国民の食糧確保にとって、大きな障害となる。

よって、国においては、次の事項について、適切な措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 日本 の排他的経済水域における外国籍の漁船による違法操業に対し、国として、海上の監視を強化するとともに、実効性のある強力な取締りを実施することで、我が国の漁船が安全に操業できる環境を確保すること。また、有事の際の危機管理体制の強化に努めること。

- 2 日本海沿岸諸国との漁業交渉を強力に推進し、漁場の確保及び資源管理の一層の推進を図ること。
- 3 持続可能な漁業の実現のため、長期的な視点に立って、水産資源管理制度を的確に運用するとともに、資源状況に応じた適切な資源管理指針・計画による資源管理を推進すること。
- 4 燃料、餌料の価格変動等により経営に大きな影響を受けている漁業者への経営安定化対策を継続・強化すること。

以上 決議する。

令和2年5月15日

第176回北信越市長会総会